

十二 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百十七号）

改正案	現行
<p>第六条の次に次の十一条を加える。</p> <p>(略)</p> <p>(報告金融機関等の範囲等)</p> <p>第六条の六 法第十条の五第七項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（第三号から第六号までに掲げる者にあつては、総務省令、財務省令で定める要件を満たすものに限る。）とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者、同条第三十項に規定する証券金融会社、特例業務届出者（同法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者をいう。以下この項において同じ。）、信託会社、信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者、貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条の二第三号に掲げる者、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関及び同条第四項に規定する口座管理機関</p>	<p>第六条の次に次の十一条を加える。</p> <p>(略)</p> <p>(報告金融機関等の範囲等)</p> <p>第六条の六 法第十条の五第七項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（第三号から第六号までに掲げる者にあつては、総務省令、財務省令で定める要件を満たすものに限る。）とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者、同条第三十項に規定する証券金融会社、特例業務届出者（同法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者をいう。以下この項において同じ。）、信託会社、信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者、貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条の二第三号に掲げる者、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関及び同条第四項に規定する口座管理機関</p>

2・3 四〃六
(略) (略)

2・3 四〃六
(略) (略)